資　料

三　題　噺
― 夫婦別姓、死刑、司法支援 ―

宮　田　桂　子

1 夫婦別姓による家名や家業＝家の存続

自民党の有力議員の反対でまた選択的夫婦別姓が見送られたとのこと。夫婦別姓については、女性の社会参加として語られることが多く、反保守の制度ととらえられることもあるようだが、果たしてそうなのか。

選択的夫婦別姓については、明確な反対意見の国民は１／３程度であり、容認もしくは賛成の意見が多数を占めているように見える。(1) このような国民の意識は、必ずしも「女性の社会進出」「反ジェンダー」から導かれているものではないだろう。

法務省のＨＰでも、夫婦別姓への賛成について、代々受け継いできた姓を大切にしたいという感情を持つ人が増えていることを挙げている (2)。少子化時代にあって、女子が家業を継ぐことも少なくなくない。私も父の仕事を継いだが、それ以上に歴史・伝統のある家の仕事を継げば、当主として、その家業を代々担ってきた家の姓を名乗りたいというのは当然の感情といえるだろう。

また、そうではなくても、「家名を残したい」という希望を持つ人は少なくない。私の友人で一人っ子や女きょうだいだけの女性で、親から「うちの姓を名乗ってくれる人でなければ」といわれ、あるいは本人がそういう強い意思を持っていて、本人には婚姻したいという意思があるのに、それができないでいる人を何人も知っている。

男の人に姓を変えてもらえばいいではないかというが、男で姓を変えてくれるのは奇特な人だ。あまり姓に執着がない人も世の中にはいるが、男が姓を変えることなど、かけらも考えていない人のほうが多い。男性が姓を変え

(1)　法務省　世論調査の結果　http://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html
(2)　法務省ホームページ。同上。

たがらないということは、仕事をしている男性にとって姓を変えるというのは非常に不便だ、ということに他ならない（だから女性も仕事をしていれば姓を変えるのがいかに不便か、ということになるのだが）。

選択的別姓反対論者は、ならば男の子を産めばよいとでもいうのだろうか。男の生まれる確率は１／２ではあるが、「1人目に女の子が生まれても２人産めば男子が出生する」わけではない。我が宮田家では、この姓を名乗る父の兄が５人の子を、父が２人の子を、弟が２人の子をなしたが、皆女子であった。選択型別姓否定論者は、自分の家には必ず男の子が生まれ、自分の姓を継いでもらえると思っているのではなかろうか。

選択型別姓反対の人たちの論拠の一つは、「家の一体感の喪失」にあるという。夫婦同氏が強制されているために、姓を変えた側が家名を残すべく、２人いる子どものうち１人を親の養子にするケースがままあるところ、姓が違うだけでなく、親やきょうだいと戸籍に一緒に載らない、しかも親（多くは母親）の弟妹になってしまう子どもを作ることが、家族の一体感を守ることになるのだろうか。また、親の養子にすれば婚姻で自分の姓を名乗らなかった者の姓を子に継がせることができるが、親が死んでいなければそのような形で姓を残すことができなくなる。家名を残せないことによって、滅びてしまう姓もあるだろう。別姓反対論者は、日本の姓を減らしたいのではないかとすら思える。

家業や家名を守るというのは、日本の伝統的な思想そのものなのではないのだろうか。選択型夫婦別姓を強く主張する人たちの多くが家制度の否定や個人の自由を強く主張するために、保守的な思想な人でそれを望む人たちの姿が隠れてしまっていると感じるのは私だけだろうか。

明治９年３月１７日太政官指令では、妻の氏は「所生ノ氏」（＝実家の氏）を用いることとされていた（夫婦別氏制）。江戸時代以前には妻は実家の姓を名乗っていたことが多かったからこそ（庶民は姓がないのが普通だったわけだが）、このような指令が布告されたものだ。夫婦同姓は、明治３１年の旧民法によって慣習化されたものだから、決して古いものではない。「北条政子」や「日野富子」の存在を私たちは日本史で学んでいる。このわずか１００年の伝統を日本の伝統であると言い切るところに、「保守思想家」の浅薄さを感じる。

そして、夫婦同姓とするメリットは、戸籍の編製が容易（夫婦とその子どもは必ず一緒の戸籍になる）だ、ということにあろう。戸籍は電算化されており、別姓の夫婦を同じ戸籍に載せ、そのいずれかを家族の代表者たる筆頭者として記載することは、技術的に難しくはないはずだ。また、新たに、マイナンバーと紐付けた単独戸籍を作るということも考えられる。今の戸籍の形式があるから、選択的夫婦別姓制度はとれないというのは硬直的で本末転倒な考えといえよう。

2　死刑廃止を唱えるのは「革新」「非保守」なのか

死刑存続を求める弁護士が、死刑廃止の意見を延べる日弁連をけしからんと言う。(3)

死刑廃止論は被害者を無視している、左派の議論だ、ほんの一部の弁護士の意見にすぎない等という。

しかし、上記の論調でおわかりのとおり、私は右派だが死刑廃止論をとるものである。杉浦正健氏や亀井静香氏をはじめとした死刑廃止の考えをとる保守政治家は何人もいらっしゃる。

日弁連執行部の発する意見がいわゆる「左派」の人たちの論調に近いことは疑いない。死刑反対もいわゆる左翼の人たちが強く主張してきた。ただ、若干脇道にそれるが、共産党の弁護士の多くの諸君は、坂本弁護士事件を受けて、麻原彰晃を早く死刑にすべきだ（他の幹部も、という人もいた）とし、死刑廃止という理論よりも仲間の敵討ちのほうが大事だとお考えになったようだ。

日弁連が死刑廃止という発言をすることについて考えなければならない前提として、「弁護人として刑事弁護をすることができるのは弁護士だけである」ということがある。被害者の支援は、弁護士だけでなく、精神科医、心理職、福祉職等、多様な職種の人々が関わるが、被疑者・被告人のための弁護人としての活動は弁護士でなければできないし（極めて例外的に特別弁護人が選任される場合もあるが）、死刑確定後に関われる専門職は、拘置所職

(3)　日弁連の死刑廃止決議に反対する弁護士が日弁連を提訴した。
https://www.sankei.com/west/news/201116/wst2011160006-n1.html。
また、書籍として「死刑賛成弁護士（犯罪被害者支援フォーラム）」（文春新書）がある。

員やその委託を受けた者以外では弁護士以外にはいないといっても言い過ぎではない（面会制限について後述）。死刑確定者に対して関わり、経験に基づいた意見を述べられる立場にあるのは弁護士だけであり、弁護の経験等から言わなければならないことがある以上、死刑廃止の意見を述べることが不当とはいえまい。今の日本で、日弁連が死刑の廃止を言わなければ誰が言うのか、言えるのか、ということである。

法務省、検察官は、「死刑に関しての裁判は慎重になされている」という。しかしながら私が上訴審を担当した事件に、被害者３名の強盗殺人事件で、死刑が予想される状況にありながら予定された５期日のうち、冒頭手続きの後、第１回から第３回期日の午後２時すぎまで、ひたすら犯行を立証するための同意書証が読み上げられ、職場関係者の証人請求は撤回され、被告人の生育歴、生活状況等はほとんど調べられることなく、被告人質問は２時間余で犯行前の状況等についてすら十分に検討はされていない一方で、被害者遺族の尋問は５０分、被害者２名の意見陳述はそれぞれ２０分もあり、それ以前の書証取調で被害者遺族の書証の取調べが長時間なされていた事件があった。被害者側の主張や立証ばかりが目立ち、死刑求刑が当然に予想される事件であるにもかかわらず、争点について公判前整理で十分に掘り下げることもなく、十分な情状立証がされることもなく、簡単に死刑が言い渡されてしまった。また、私の関わっているもう１件の事件は、明らかな虚偽自白の事件だが、目撃証人には虚偽供述の動機があり、それぞれの証言は相矛盾するにもかかわらず、現場では記憶が混乱することもあるということで、客観的事実の精査も十分されず死刑が言い渡されている。

我が国では事実認定と量刑手続きの二分がされていないので、無罪を争っている事件では、情状立証が全くされないまま死刑判決がされることも十分あり得る。裁判員には法律判断の権限はないものの、弁護人が裁判員裁判の法廷で死刑そのものについて問うことも非常に有効な法廷戦術だと思うが、我が国では死刑求刑をするかどうかは検察官から予め知らされるわけではないから、弁護人が経験不足であれば死刑求刑の予測も、死刑について主張することも思いもよらず、公判前整理において死刑そのものを問う弁論をするかどうか検討できない場合がある。

このような裁判の現実は、弁護士しか知ることはできない。

また、死刑確定者は、親族と、予め当局に届け出た５名以内の人（それも面会や通信から時間がたつと、再度、許可を求める上申を要求される）としか面会や文通ができない。新たに面会や文通を認められることは稀で、相当ハードルが高い。法務省は、死刑確定者の心理的安定を図るためにこのような制限をしていると主張しており、精神的安定を害する可能性がある被害者や被害者遺族は、当然のように、死刑確定者には会わせてもらえない。弁護士であれば、再審準備等を理由に面会できるが、従前は立会人がつき、面会時間にも制限があった。最高裁は、死刑確定者と再審請求弁護人の秘密交通権を保護すべきものとしたが[(4)]、オウム信者と暴力団員には秘密接見が保障されず立会人がつき、それ以外の事件でも今なお（全てかどうかはわからないが）接見時間について、３０～６０分を原則としてどの程度時間が延びそうかを窓口で聞かれる運用になっており、真の意味で十分な秘密接見が保証されているわけではない。拘置所において、再審請求についてすら、十分な保証を受けられていないのだから、他の処遇については推して知るべしである。私の再審弁護する死刑確定者は、歯が痛いと言ったところ、抜くしか方法がないといわれ、老人のように歯抜けの状態となっている。死刑確定者は、重病でも、外の病院に移されないことも少なくない。法務省は、どうせ死刑になるのだから放置せよ、ということなのだろうか。

こういう状況を目の当たりにし、死刑廃止や死刑確定者の処遇の改善について意見を述べたくならない弁護士がいるとは思えない。現実を認識することもなく、被害者保護の美名のもとで新聞等で日弁連の死刑廃止意見を批判する発表をしている者がいるのだから始末が悪い[(5)]。

死刑存置は「被害者のために必要である」という弁護士がいる。しかし、被害者参加を取り入れている欧州諸国等は、全て死刑廃止国である。被害者参加をはじめとする被害者の保護と死刑廃止は両立する制度である。そして、死刑存置が必要だという弁護士は、「死刑廃止はキリスト教国の思想である」という。ならば、被害者参加はどうなのか。「汝の敵を愛せよ」「右の頬を打たれれば左の頬を差し出せ」と教えられたキリスト教徒の国であればこそ、

(4)　最判平成２５年１２月１０日民集６７巻９号１７６１頁

(5)　例えば北村晴男「弁護士会という病」産経新聞 The 考２０２０年１０月２日付

被害者参加により刑罰が重くなってしまったり、法廷が被害感情の吐露と被告人への罵倒の場にならなくて済んでいるのではないのか。被害者が、法廷で、被告人への神の赦しや被告人が人間としての愛を取り戻すことを祈るように語る感動的場面は、日本では見られないが欧米では稀ではないというか、普通の光景のようである。そのようなキリスト教国で被害者参加が取り入れられたところで司法のゆがみは生じないだろうが、我が国では被害者参加以降、重罰化が進み、法廷が被害者の生の感情の吐露の場所となっていると考えざるを得ない。被害者参加以降、殺人と傷害致死の量刑グラフは近づいている（つまり傷害致死が重くなっている）し、自動車運転過失致死事件ではまず実刑となる。被害者遺族にとって、被害者に死の結果が出れば加害者が故意だろうが過失だろうが、正当防衛だろうが責任無能力だろうが関係ない。被害者感情が最重要課題となれば、意思主義、故意責任はどこかに行ってしまうだろう。

一方で、被害者支援を言う弁護士たちは、「被害者のために真実追究を」という。しかし、彼らは、国際司法共助上、死刑の存在がネックとなっていることには言及しない。最近、南アフリカが、死刑の可能性のある日本人（死刑が法定刑にある殺人事件を犯した）の日本への引渡を拒んでいたが、本人の希望があったのでやっと１７年ぶりに日本に送還したことが報道された。[(6)] 日本との間で犯罪人引渡し条約を締結しているのは，アメリカと韓国の２カ国のみで、日本が際立って締結相手国が少ないことは、日本に死刑制度があるために、日本には死刑が法定刑として定められている重大事件を犯した者が自国にある場合、日本に身柄を引き渡すと死刑にされる危険を考え、死刑廃止国が日本との条約を結ばないためだと考えられている。死刑になりそうなら死刑廃止国へ。世界は狭くなっている。そういう事件が相次いだら、被害者は救われるのか、ということを考えるべきである。

死刑廃止を日弁連が主張するのは、死刑を言い渡す事件に専門家として被告人の側で関わるのが弁護人たる弁護士だけであり、裁判の後も死刑確定者と関わり続ける弁護士が多いからである。日弁連を非難するのであれば、直裁に、憲法９条の問題や原発の問題など、賛成、反対いずれの立場にも弁護

(6)　https://news.livedoor.com/article/detail/18904613/ など

士が訴訟代理人としてつき得る、政治信条の性格が強く、考え方が割れる問題について一方に偏した意見が出されることを対象とすべきだと考える。日弁連批判で死刑をことさら言うのは、死刑になるような者には国民が味方しないだろうという安易な考えがあるように思えてならない。日弁連の意思決定の方法や制度のあり方等を根本的に練り直すために、弁護士会の制度論に関する具体的かつ建設的な提案がされるべきではないのか。

一方、死刑冤罪事件について、日弁連はなかなか支援を決定してくれない。私の担当している死刑再審事件は、平成２６年に日弁連の支援を要請したが、人権擁護委員会がOKを出した後、さらに１年以上の時間がかかり、支援決定が出たのは平成３１年のことだった。死刑事件で、再審支援の対象となっていない事件も存する。「死刑を廃止すべきだ」「死刑については特別に手続きを厚くすべきだ」というのであれば、日弁連は死刑事件確定後も積極的に関わり、むしろ、原則として支援をするくらいの気概が必要なのではないのか。むしろ、私は、日弁連を批判するとすれば、「死刑は特別」といいながら、死刑に関わる弁護士への技術的、経済的支援を十分にすることもない、いわば二枚舌をしている点にあると思っている。

とにかく、被害者保護の美名のもとに、「保守　＝　死刑廃止」という安易な図式を掲げて世論をあおるのは止めてもらいたい。

3　被害者支援に欠けているものは何か

今、被害者の保護を主張する弁護士の多くは、重罰化や公判前整理を含めた更なる裁判への参加を声高に主張する。しかし、それが被害者の保護に本当につながるのか。被害者の権利を言うことが保守の本流だと考えているとしか思えない人もいるのだが、そのバランスの悪さに危惧を覚える。

死刑事件の報道を見ていると、被害者遺族は加害者が死刑になっても、「死刑になっても自分たちは何も変わらない」「結局は事件の真相はわからないままだった」と述べていることがまま見受けられる。結局、死刑にしようがしまいが、重罰を科されようが科されまいが、被害者遺族の精神的な傷は癒えないのである。それほど被害者や遺族の精神的な傷は深い。

裁判に参加するのが被害者の権利だという人がいる。しかし、犯人が見つからない事件もあるし、犯人が死亡してしまい、裁判とはならない事件もある。裁判のことばかり主張することによって、そういう被害者が放置されてしまうことは考えないのか。また、被害者や被害者遺族の中には、裁判に関わりたくない、静かに放っておいて欲しいと考える人たちもいるし、加害者への赦しの気持ちを表明する人もいる。(7) そういう被害者や被害者遺族は、「なぜあなたはそんな態度をとるのか」「なぜ加害者を許すのか」等という非難を浴びかねないし、現にそのような非難を浴びた被害者遺族もいる。そうであってはいけないし、被害者が裁判に参加するとしても、キリスト教国の被害者参加における具体的な被害者の態度も参考にして、法廷を単なる感情発露の場にしないための工夫が不可欠である。

現在の被害者参加の問題は、検察官がそのような被害者の感情をそのまま法廷に持ってくることが正しい在り方だと思っているところだ。検察官は当事者ではあっても、公益の代表者という側面も持っている。加害者が重く処罰され、強く断罪されることだけを考えるのが検察官であってはならないのだが、そういう意識で動いているとしか思えない検察官も目にしてしまう。

被害者や被害者遺族の裁判への参加や仮釈放への意見で、加害者は強く断罪され、死刑になり、あるいは実刑となり、以前のようには社会に出ることが困難になる。重罰等は仕方ないにしても、法廷で、被害者から加害者に対して罵倒や人格否定の言葉が投げかけられることだけは、どうにかならないものか。加害者が、被害者や被害者遺族の被害に思いをいたし、被害者への慰謝の気持ちを持ち、それを育てて社会へと返していけるようにならなければならないが、精神的、経済的余裕がなく、能力が乏しいところに、暴力的な言葉を浴びせられて叩かれるだけ叩かれた後、そのような気持ちを持ち得るのか。「人の心」のありようを考えて欲しい。被害者の生の怒りや悲しみの感情をぶつけることは、加害者に対して響かないことも多い。私は、加害者に対して優しくしろと言っているのではない。他人とのコミュニケーションを有効なものとするために必要な事項、例えば、感情そのものをぶつけるのではなく、具体的にメッセージを伝えること、穏やかに話すことや、相手

(7) 被害者と加害者の対話を望み、死刑の廃止を訴える団体 OCEAN など。被害者＝死刑存置という報道への同団体の抗議について https://ocean-jp.amebaownd.com/posts/8262193

を全否定をしないこと、簡潔に話すことといったことを工夫することで、被害者の思いを有効に伝えられるはずだ、と言いたいのだ。もちろん、精神的に混乱している被害者が、加害者に対して感情的になるのは当然だし、具体的なメッセージがまとまらないこともあるだろう。そのために、検察官が被害者の関わり、被害者代理弁護士がつくのではないのか。ただ、法律家は心理等の問題には疎いことが多い。それでは十分ではなく、被害者の心理的ケアを含めた公的支援が必要だということなのかもしれない。

加害者が、加害者となった背景には、加害者それぞれが抱えた過去の物語があるし、加害者の家族は加害者ではない。このような基本的な事項を無視してはならない。受刑者、少年院入所者、保護観察対象者に対しては、被害者の心情についての教育がなされているが、被収容者には、家庭での養育で虐待にあい、学校でいじめにあうなどして、被害者の色彩を持ち、著しく自己肯定感が低い者が少なくない。その点をケアした後でなければ、被害者の心情によって、さらなる自己否定や捨て鉢な精神状態を招く危険はないだろうか（もちろん、被害者を自分に投影できるだけの能力を持つ者もいるとは思うが）[8]。加害者は、事件の後、更生し、人としてすべきことをしていく必要がある。被害者の中には、加害者が幸せになるのを許せないという人もいるが、「被害者と司法を考える会」を主催する、交通事故でご子息を失った片山徒有氏は、刑務所等で被害者の心情について講演し、資料の作成などもなさっているが、講演を聴き、自分が幸せになってもいいのだろうかと言う加害者に対して、幸せになることで前向きに生きられることや、そうやって生きていることを被害者が知ることの大切さを説いている。[9] 人間は物心とともに余裕がなければ、他人のことを思い至ることはできない。加害者が人として生きられるような居場所や出番を与えることは、被害者に思いをいたし、被害者のために、また社会のために生きられるようになるための必

(8)　なお、非行少年の被害者性について例えば堀尾美博「非行少年の被害体験 － 一般青年との比較 －」（犯罪心理学研究 49（特別号）74 ～ 75 項）。犯罪をした者について「若年犯罪者の被虐待体験等の被害体験と犯罪の関連に関する研究（研究代表者　羽間京子）」2018 年度一般研究助成　研究報告書
http://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2019/12/RP2018A_003.pdf 等

(9)　「幸せになるということ」（「更生を支援する民間協力者－心のふれあいの中でⅡ－（矯正協会）２４６頁）

須の条件である。海外においては、刑務作業は必須ではなく、それも賃労働とされているところも少なくないし（我が国の月３０００～５０００円の報奨金での刑務作業は強制労働ではないかという評価もされている）、週末拘禁や夜間拘禁、GPS による自由刑回避、治療を受けることでの刑の回避など、様々なプログラムが用意されている。このような多様なプログラムにより、加害者が就労を継続できるということは、被害者への賠償の支弁という面だけみても、非常に大きな効果があるものと考えられる。また、加害者の家族は、加害者の更生のための最も重要な資源の一つであり、それをつぶしてしまうような現在の報道や情状証人となった家族への被害者の感情的で侮蔑的な対応は、改められる必要がある。

他人を加害した人は、人として扱われなくてもいい、とでもいうような風潮がある。事件の加害者は新聞やインターネットで叩き放題であり、後者では、写真や自宅、家族関係等の個人情報まで曝されてしまっている。昔のように、新聞の縮刷版を探さなければ前科前歴を探し当てられない時代ならともかく、現在、実名報道をされてしまえば、その内容はネット上に次々と拡散していき、その後の就職等がどれほど困難になるかは自明である。今、ほとんどの企業は、採用に際して、インターネットで検索をかけて前科、前歴の有無を調査している。加害者は、人々の憂さ晴らしの対象として、叩かれ、曝されているとしか思えない。同様に、被害者もなぜこんな情報を、と思われるような情報をマスコミに曝されてしまう。ホテトル嬢の殺人事件があったが、被害者の遺族は、娘のそのような仕事をマスコミに曝されることで人々からあらぬことを言われ、疲弊しきっていたという。なぜ被害者の氏名や写真、職業等の個人情報を詳細に報道するのか。そのように必要とも思われない事柄を報道された怒りは、本来マスコミや、マスコミに情報をリークした警察に向けられるべきものだと思うが、それは専ら加害者に向けられる。昭和の頃は、犯罪報道は「三面記事」であり、ひっそりと報道されていた。それで誰も困ってはいなかった。被害者や被害者遺族のもとを無神経に訪れ、書きたい放題に個人情報を書き散らすマスコミや、個人情報を勝手にリークする捜査機関に対してこそ、被害者支援団体は声を上げて欲しいものだと思う。

被害者に対しては犯罪被害給付金制度が存するが、私が弁護で関わる被害

者の方はそれをご存じの方がほとんどいらっしゃらない。捜査機関がパンフレット[10]を渡してくれればよいのだが、被害者が入院費用等も事欠くような場合であっても、そういう情報が入っていないこと少なくない。その金額は、人が１人が亡くなったときは原則１５３０万円、療養期間１ヶ月以上で、かつ、入院３日以上を要する負傷または疾病であっても上限１２０万円、後遺障害への見舞金が重度障害で３９７４万４０００円から１０５６万円、それ以外だと１２６９万円から１８万円で、犯人が不明であるような場合には「仮給付」でしかない。災害給付金の死亡弔慰金が、生計維持者で５００万円、そうでないと１２５万円、重度障害への弔慰金が生計維持者で２５０万円、そうでないと１２５万円であることよりは高額ではあるが、申請期間が、犯罪行為による死亡、受傷病または障害の発生を知って２年、当該死亡、重傷病または障害が発生してから７年を経過すると給付を受けられないというのは期間が短すぎるのではないか。被害者のニーズということからいけば、入院、通院については、一時金ではなく、都度の実費負担も考えられるべきであるし、加害者が見つかるかどうかにかかわらず、確定的に給付されるべきものであろう。また、故意犯を対象としていることから、交通事故は除外されていることがパンフレットにも明示されているが、故意犯かどうかの判断は裁判が終了するまでわからない場合もあるし、過失犯で重篤な結果が生じるケースが少なくない以上、過失犯についても対象とすることを考えるべきであるし、交通事故についても保険に入っていない者、保険が切れた者による事故も発生しているのだから、無保険の交通事故は対象にすべきではないか。給付を受けるについては、被害者が死亡した場合、死亡を証明できる書類や続柄の戸籍謄本または抄本、被害者の収入で生計を維持していた証明書、被害者の収入証明書等が必要となるが、このような書類を被害で精神的ショックを受けている被害者に集めよというのは酷な場合も多いだろう。都道府県の被害者相談センターは、ワンストップの窓口だというのだから、そのような手続き手続きの代行の支援も考えられてもよいと思われる。ただ、都道府県や基礎自治体の被害者相談センター毎、あるいは担当者毎の力の差はかなりあるように思われ、人員や研修等の充実が図られるべき

(10)「犯罪被害給付金制度のご案内」警視庁
https://www.npa.go.jp/higaisya/kyuhu/pdf/hankyuukinP.pdf

ところかと思われる。また、ワンストップのセンターであるということであれば、弁護士会や法テラス等とも連携し、上記のような手続きの代行、代理人弁護士やカウンセラー、精神科医などの専門職の紹介等がもっと円滑に行えるような体制となればよいと思う。

上記と重なるが、公判が開かれる事件については、被害者参加代理人弁護士について、国選制度があり、公費による支援がなされるが、そうでない場合には、被害者は弁護士を代理人として交渉をし、民事訴訟を提起するについては自弁である。貧困な被害者であれば民事について、民事法律扶助を受けられるが、犯罪被害を受けた者については、扶助を受けられる所得額の上限を上げる、援助額の全部または一部の返還免除という形で公的支援を拡大することも考え得るのではないか。

被害者や被害者遺族に最も必要なのはグリーフケア(11)である。被害者が死亡したときの遺族へのケアもそうだが、「被害にあう前の自分」を失った喪失感等への対応もグリーフケアの一場面であると考えられる。グリーフケアにおいては、茫然として無感覚の状態になる、あるいは正常な判断ができずにパニック状態になる等の「ショック期」、喪失した人、ことがらを現実として受け止め始めても受け止めきれず、号泣や怒り、自責の念などの強い感情が繰り返し現れる「喪失期」、喪失を受け止めることができても、そのせいでうつ状態や無気力に陥る「閉じこもり期」、最後に喪失を乗り越える「再生期」というプロセスを通じると言われている。また、被害者支援をする人たちは、被害者が回復するまでの間、第一段階として被害を受け入れられない状況である否認、第二段階として、被害を受けたこと、加害者に対する怒り、第三段階として、被害がなかったことにして欲しいと信仰にすがる、善行を行おうとする取引、第四段階として抑うつ、第五段階として被害の受容というプロセスを経るという。被害者が加害者に向き合うことは、被害者の怒りの感情を吐き出し、整理するために有効な手段ではあるが、そこにとどまることで、被害者の死の結果や被害によって生じた喪失をいつまでも受容できず、被害者や被害者遺族の喪失に対する再生、喪失の受容がかなわない

(11) 我が国では、グリーフケアは専ら周囲の人の死による喪失感に対するケアとされているが、本来はそうではなく、喪失感による悲しみに対するケアという広い意味である。

場合もあり得るのではないのか。対決する相手として被害者を設定することによって、永遠の復讐を強いるようなことにはなっていないのか。死んだ人は帰ってこないし、過去に時間は戻せない。そのような過酷な現実は、復讐によって消却し得るものではない。

4　加害者の社会復帰支援や被害者支援とスピリチュアリティ

WHO の健康の定義に、スピリチュアルなものも含めることが検討されているところ、(12) 我が国においては、医療的ケアについても非常に唯物的、技術的 (13) であり、スピリチュアル面への言及は全くない。我が国における反宗教的な教育や報道の傾向などもあり、医療の中で、スピリチュアルという言葉の持つ宗教的性格が忌避されているということも背景にはあるのではないか。(14) WHO 専門委員会報告書８０４号「がんの痛みからの解放とパリアティブ・ケア」（武田文和訳　金原出版）は、スピリチュアルの定義について、「人間として生きることに関連した経験的一側面であり、身体感覚的な現象を超越して得た体験を示す言葉である。多く人々にとって「生きていること」が持つ霊的な側面には宗教的因子が含まれているが、「霊的（筆者注：スピリチュアルをこのように訳している）とは「宗教的」と同じ意味ではない。霊的な因子は、身体的、心理的、社会的因子を包含した人間の「生」の全体像を構成する一因子とみることができ、生きている意味や目的についての関心や懸念とかかわっていることが多い。とくに人生の朱抹に近づいた人にとっては、自らを許すこと、他の人々との和解、価値の確認などと関連していることが多い。」等と記載しており、スピリチュアルな面での支援について、「どの宗派にも偏することなく、独断もない方針でのぞみ、患者自身の世界観を保持させる」ことへの留意が勧められている。

---

(12)「WHO 憲章における健康の定義の改定案について」厚労省 HP
https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/1103/h0319-1_6.htm

(13) 例えば、厚労省「健康日本２１総論」
https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/kenko21_11/s0.html

(14) なお、緩和ケアの問題を中心に、医療における宗教的ケアの必要性を説く論文もある。「緩和医療における宗教的スピリチュアルケアの必要性について――特に仏教について――（牟田和男）」（佛教大学大学院紀要 文学研究科篇 第 39 号（2011 年３月）３５頁）

⑴　加害者支援とスピリチュアリティ

依存症支援を行っている各地のＤＡＲＣ（薬物依存支援）やＭＡＣ（薬物依存、アルコール依存だけでなく、最近は窃盗症や摂食障害等も含めて支援している）、ＮＡ（薬物依存支援）や、ＡＡ（アルコール依存支援）、ＧＡ（ギャンブル依存支援）等は、ＡＡが１９３９年に著した Alcoholics Anonymous: The Story of How More Than One Hundred Men Have Recovered from Alcoholism（通称ビックブック）で提唱した、１２ステップと呼ばれる、以下の回復のプログラムを共有している。

１　私達はアディクションに対して無力であり、生きていくことがどうにもならなくなったことを認めた。

２　私達は自分より偉大な力が、私達を正気に戻してくれると信じるようになった。

３　私達の意志と生命の方向を変え、自分で理解している神、ハイヤーパワーの配慮にゆだねる決心をした。

４　探し求め、恐れることなく、生きてきたことの棚卸表を作った。

５　神に対し、自分自身に対し、もう一人の人間に対し、自分の誤りの正確な本質を認めた。

６　これらの性格上の欠点をすべて取り除くことを、神にゆだねる心の準備が完全にできた。

７　自分の短所を変えて下さい、と謙虚に神に求めた。

８　われわれが傷つけたすべての人の表を作り、そのすべての人たちに埋め合わせをする気持ちになった。

９　その人たち、または他の人びとを傷つけないかぎり、機会あるたびに直接埋め合わせをした。

１０　自分の生き方の棚卸を実行し続け、誤った時は直ちに認めた。

１１　自分で理解している神との意識的触れ合いを深めるために、神の意志を知り、それだけを行っていく力を祈りと黙想によって求めた。

１２　これらのステップを経た結果、スピリチュアルに目覚め、この話を他の人達に伝え、またあらゆることに、この原理を実践する様に努力した。

ここにいう「神」」とは、ハイヤーセルフ、神仏と考える人もいるだろうし、自己に内在する魂そのもの、無意識や共同無意識等と関連づけた高次元の自己、あるいは、人知を超えた「なにか」というような抽象的な捉え方、例えば、我が国における「お天道様」や「ご先祖様」といった自分を見守ってくれる存在、というように、それぞれの考え方、生き方に応じて自由に設定し得る。自己を守る大きな力がある（これは内在する力ととらえても、外にいる神等ととらえてもいいと思う）があることに最終的に気づけるよう、自己を見つめ直し、過去の失敗にとらわれず、自分自身がこの世で生きる価値のある人間だと腹の底から受け入れ、今、精一杯に生きることが大切だということを知る作業が１２ステップと考えることができるだろう。また、依存症の人の家族会では、「依存症の家族に対して無力である」と認めることを第１のステップとして考える。この「アディクション」の言葉は、各々の人がとらわれている問題におきかえることが可能である。

また、ダルクでは、様々な「祈り」の言葉がある。私の弁護した被告人が「神様、どうか私にお与えください。変えられないものを受け入れる心の平安を。変えられるものを変える勇気を。そして、その違いを見極める知恵を」という平安の祈りを、最終意見陳述で述べたとき、感動して涙が出そうになったことがある。NA や DARC 等では、このような、様々な「祈り」の言葉が与えられる。

もう 20 年以上前のことになるが、東京ダルクのスタッフに所属する弁護士会で講演していただいたことがあるが、聴取者の一人が、「なんだか、修行したお坊様のお話をうかがっているみたいでした」と言ったことが印象に残っている。自分を見つめる作業を謙虚に行っていくことで、人間性は磨かれていく。

私は、殺人事件を犯した人が、澄み切った心の、神々しい存在となった姿を何度も見ている。彼らは、１２ステップをしたのではないが、それぞれに、写経をし、宗教書を読み、マインドフルネスのような瞑想等をし、読書や学習を重ね、自己を見つめ、自己研鑽を積み重ねるなどし、自分に与えられた過酷な環境すら精神修養にはふさわしいものだと考え、感謝や報恩の念を持って生きていた（執行や病死をした人）し、生きている。

加害者は変われる。大切なのは変わるためのツールを持ち得るかどうか、

そのツールがスピリチュアルな面まで加害者を変え得るのか、ということだと思う。

⑵　今の被害者支援に欠けるもの

加害者をスピリチュアリズムが救えるなら、被害者も救い得るはずである。被害者支援の精神・心理臨床に関わる人たちの多くは、スピリチュアリズムへの関心がないように見える。周囲に、臨床宗教師や優れたスピリチュアリティを持った医療職や心理職がいれば、そういう側面からの支援も可能なのだろうと思われる。上記の１２ステップは、自分がこだわるものを手放す手法なので、被害者にも応用できると思うし、例えば、マインドフルネスは、アメリカのＩＴ企業でも従業員の精神的安定（ストレスコントロール）と発想力の増大に役立っているといわれ、瞑想によるアプローチは、大きなストレスにさらされた被害者の精神の安定にも大きく寄与するものと考えられる。

韓国の死刑廃止運動について朴乗植氏の講演を聴く機会があったが、彼の地においては、加害者の支援も、被害者の支援も教会が担っていることが、その相互理解に大きく寄与している可能性があることを示唆されていた。[15] おそらく、欧米においてもそうなのだろう。我が国ではキリスト教徒の数は多くないが、仏教の中にも、殺人鬼であったアングリマーラーの釈尊への帰依のエピソードや全ての人が仏性を持っているという思想、転生や地獄・極楽の概念、今を生ききり執着から離れる座禅やヴィパッサナー瞑想などの瞑想をはじめ、被害者のスピリチュアルな救いをもたらし得る考え方や技法が多数存在しているのではないのか。スピリチュアリティは、被害者と加害者との真の和解を導きを得るものだと考える。

被害者への、スピリチュアルなものへの希求は、被害者の回復の第三段階の取引の段階において顕著に現れる可能性があり、その受け皿が怪しい新興宗教やもうけ主義の既成宗教であってはならない。

非常に残酷な事実だが、被害者や被害者遺族は、被害の前には戻れない。その変えられない事実を被害者がいかに受け入れるのか。加害者への復讐に

---

⑮　なお、同氏「死刑を止めた国韓国」（インパクト出版会 2012）には、宗教団体の様々な活動が紹介されており、宗教団体の集票能力を無視できない政界の状況がありつつも、法的に死刑を廃止させるほどの力は発揮できていないとしている（126 ～ 127 頁）。

よってそれがかなえられるとは私には思えないのである。現在、修復的司法（ＲＪ）の必要性がいわれている。[16] 被害者への支援、加害者への支援のためには様々な方法が考えられるが、スピリチュアルな側面への着眼は、一つの方法として有効ではないかと思われる。「恩讐の彼方に（菊池寛）」の市九郎と実之助のようにはいかないかもしれないが、社会にある様々な問題を加害者と被害者がそれぞれに穿ち、新たな地平が生まれるための作業ができないだろうか。全ての人を人として生かし、活かせるような、生きがいや生きていることそのものへの喜悦や感謝、愉しさといったことを感じられるような社会を作る、そのきっかけとできないだろうか。

---

(16) 森久智恵 「「犯罪という現象」から学ぶことのできる社会のあり方を目指して―Restorative Justice（RJ）（回復的・修復的司法）とは何か」https://www.ritsumeihuman.com/essay/essay-1219/ は、「RJ には本来、もっと大きな意義があるのです。すなわち、コミュニティにおいて行われた、犯罪に限定されない「不正な行い（wrongdoing）」に対する建設的な応答ができる社会、それを目指すための変革理念という意義です。RJ によるプロセスは、ある出来事によって影響を受けたすべての人々が学び、成長することに資する環境を創るのです。

RJ によるプロセスにおいては、以下の価値を重視します。あらゆる関与者を想定し、当事者性を固定的にとらえず（例えば、犯罪行為以前に行為者が虐待されていた等の被害者性等も扱う）、即時的解決ではなく、話すこと・共有することそのものについての応答を求め、このような場に対して「自律的」・「自主的」に臨めるような、全ての関与者への支援（エンパワメント）を必要とする、といった価値です。つまり、このプロセスでは犯罪行為者だけに変容を求めるものではなく、すべての人の成長を追求し、また、すべての人に対する敬意が払われることが前提なのです。「犯罪という現象」を契機に、当該現象の背景にある社会的課題や、今後の回復のための課題についてわれわれが学び、すべての人が「生きづらさ」を抱えることなく生きられる「よき社会（good society）」の在り方を要請する、これこそが RJ の積極的利点であるといえます。」とする。